

新宿区国民健康保険条例改正(案)の概要

資料1

I 諮問事項

1 保険料率等の改定（条例第15条の4、第15条の12、第16条の4）

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
医療分	所得割	6.02/100	6.28/100	△0.26/100	△4.14ポイント
	均等割	30,600円	30,000円	600円	2%
	賦課割合	58:42	59:41	1ポイント改善	-
	限度額	510,000円	510,000円	-	-
支援金分	所得割	2.34/100	2.23/100	0.11/100	4.93ポイント
	均等割	10,800円	10,200円	600円	5.88%
	賦課割合	58:42	59:41	1ポイント改善	-
	限度額	140,000円	140,000円	-	-
合計	所得割	8.36/100	8.51/100	△0.15/100	△1.76ポイント
	均等割	41,400円	40,200円	1,200円	2.99%
	限度額	650,000円	650,000円	-	-
介護分	所得割	1.64/100	1.49/100	0.15/100	10.07ポイント
	均等割	15,000円	14,100円	900円	6.38%
	賦課割合	50:50	50:50	-	-
	限度額	120,000円	120,000円	-	-

(改定等の理由)

〔医療分〕

○新宿区の被保険者数は、微減(0.94%減)と見込んだ。(資料2参照)

○特別区全体としては、前期高齢者交付金は増加することで賦課対象経費が下がるものの、1人当たり医療費の増加傾向による療養給付費の増加により医療分の賦課総額は増加する。一方、新たな保険料減額措置相当分の高額療養費の一部(約21億円)を算入する額は減少する(旧減額措置では約91億円)。このため、全体では高額療養費算入後の賦課総額は減少し、医療分の1人当たり保険料は減(616円減)となった。(資料3参照)

〔支援金分〕

○新宿区の後期高齢者支援金は、後期高齢者の医療費の増加傾向により増加(24年度比で約8,700万円増)するが、新たな減額措置相当分として的高額療養費相当分が減少するなどの理由から全体の保険者負担額は約2,300万円の増である。(資料2参照)

〔介護分〕

○新宿区の介護納付金は、介護サービスの増加傾向により増加する(24年度比で約8,200万円増)が見込まれるが、新たな減額措置相当分として的高額療養費相当分が減少するなどの理由から全体の保険者負担額は約5,800万円の増である。(資料2参照)

2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
医療分	7割減額	21,420円	21,000円	420円
	5割減額	15,300円	15,000円	300円
	2割減額	6,120円	6,000円	120円
支援金分	7割減額	7,560円	7,140円	420円
	5割減額	5,400円	5,100円	300円
	2割減額	2,160円	2,040円	120円
介護分	7割減額	10,500円	9,870円	630円
	5割減額	7,500円	7,050円	450円
	2割減額	3,000円	2,820円	180円

（改定等の理由）

○医療分、支援金分、介護分のそれぞれの均等割額の改定に伴い、減額する額を改定する。

3 新たな保険料減額措置を実施することに伴う規定の整備（条例第15第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3、付則7条）

「旧ただし書方式」移行に伴う経過措置を終了し、新たに住民税非課税者を対象に、平成25年度は旧ただし書所得からその50%を減額し、平成26年度は、その25%を減額する措置を実施する。（平成25年4月1日施行）

II 報告事項

1 障害者自立支援法の名称変更に伴う規定の整備（条例第12条）

「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められたことに伴い、条例で引用する同法第12条第2項中にある「障害者自立支援法」及び「障害者自立支援法施行令」の名称を改める規定整備を行う。（平成25年4月1日施行）

2 特定同一世帯所属者の保険料軽減措置の恒久化に伴う規定の整備（条例第19条の2）

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した「特定同一世帯所属者」も国民健康保険に加入しているとみなし、保険料均等割の5割・2割軽減判定をしている特例措置を恒久化する。（平成25年4月1日施行）

3 平成25年度からの新宿区特定健康診査等実施計画の概要について

第1期新宿区特定健康診査等実施計画（平成20年度～24年度）が本年3月で終了することから第2期計画（平成25年度～29年度）を策定し、引き続き国民健康保険被保険者の健康増進及び中長期的な医療費の適正化を図る。

4 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の周知について

国民健康保険加入時や保険料賦課通知書に同封する「あなたのくらしと国保 平成25年度版」に後発医薬品（ジェネリック医薬品）の紹介と希望カードを記載して周知を図る。

また、医療保険年金課国保給付係及び特別出張所において希望カードを配布する。